

令和2年度 第5回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和2年8月11日（火）午後2時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 10名

1番 藤平清子君	1番 渡邊通君
2番 小泉治久君	2番 吉田一男君
3番 柳生利幸君	3番 山崎明君
4番 浅野敬司君	4番 小見川清君
5番 吉田和嗣君	5番 小松崎秀昭君
6番 島田辰男君	6番 福岡みつ子君
	7番 諏訪原早苗君
8番 横張清彦君	8番 野口裕司君
9番 青山和泉君	9番 栗山繁君
10番 山崎久司君	10番 大塚康夫君

4. 欠席委員： 7番 長谷川 義洋 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第5号 農地改良協議に対する決定について

報告第1号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

7. 会議の概要

午後2時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は19名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、8番横張清彦委員・9番青山和泉委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議 長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。整理番号1番が農業委員8番横張清彦委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日7月27日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が17aです。〇〇から南へ約500mに位置し、譲受人の自宅より3km、耕作計画はソバです。保有農機具、トラクター5台、コンバイン1台、普通トラック4台です。契約内容は、所有権移転の売買、10aあたり〇〇万円です。譲受人の理由としては、農業経営規模の拡大の為です。農地中間管理機構の特例事業によるもので、農林振興公社が買受した農地です。

整理番号1番について、取得後、すべての農地を効率的に利用する事、機械、労働力、技術、地域との関係性、面積要件についても問題ありませんので、農地法第3条第2項に該当していない事を確認しています。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を9番青山和泉委員お願いいたします。

9番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われまます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員8番横張清彦委員 入室)

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日7月27日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が5aです。〇〇の東側に隣接しており、農用地区域外、周囲は既存のコンビニや宅地があり、周辺の農地を合わせても、農地の広がり10ha未満の小集団の農地です。転用理由は、自己用住宅、契約内容は所有権移転(売買)、売買価格は〇〇万円です。造成については、盛土、切土を行い土留め工事を行い、雨水については敷地内浸透、汚水については合併浄化槽で処理後、敷地内浸透させる計画です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を8番横張清彦委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、

隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長： これにて調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

- 議 長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

- 事 務 局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日7月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計は0.8a、〇〇から南東へ約500mに位置します。現在は宅地の擁壁で囲まれ、一部、可動式の物置が置かれており、宅地の一部となっております。近日中に敷地内に自己用住宅を建てたいということで、今回の申請となりました。現況写真（非農地）国土地理院平成2年11月5日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

- 議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、お願いいたします。

- 5 番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明にもありましたが、現在は宅地の擁壁で囲まれ、一部、可動式の物置が置かれておりました。既に、宅地の一部になっており、農地としての利用は困難な状況であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長： これにて調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第3号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

<議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>

- 議 長： 続いて、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

- 事 務 局： 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が12a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が8a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が8a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が9a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が8a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10年の再設定です。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2筆、面積合計が13a、権利は使用貸借でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第5号 農地改良協議に対する決定について>

議長： 続いて、議案第5号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農地改良協議に対する決定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑2筆、面積合計が24a、改良の種別は接道確保の嵩上げ、事業期間は令和2年8月12日から令和3年3月15日です。工事請負者は、〇〇土木株式会社です。茨城県竜ヶ崎工事事務所による竜ヶ崎阿見線の道路改良に伴い、道路と申請地に高低差が生じることから、接道を確保するために盛土を行うものです。以下、整理番号5番まで、改良の種別、事業期間、工事請負者は同じとなります。

整理番号2番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が5aです。

整理番号3番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が5aです。

整理番号4番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が2aです。

整理番号5番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑1筆、面積が0.6aです。

いずれも、改良の種別、事業期間、請負業者、改良を必要とする理由は、整理番号1番と同じです。なお、公共団体が行う事業であるため、阿見町土砂等による土地の埋め立て、盛土及び堆積の規制に関する条例に係る許可を受ける必要はありません。

整理番号6番、申請地、阿見町〇〇、地目は田1筆、面積が17aの内10a、改良の種別は田畑転換、事業期間は令和2年9月1日から令和2年11月30日です。工事請負者は、大成有限会社です。谷津田の上部に位置し湿田でありながら水回りが悪く稲作不適であるため、田畑転換を行い畑として利用するものです。埋め立て後の作付け計画は、じゃがいもとなっております。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番から5番を5番吉田和嗣委員、整理番号6番を6番島田辰男委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番から5番について報告します。現地調査の結果、茨城県竜ヶ崎工事事務所による竜ヶ崎阿見線の道路改良に伴い、県道と申請地に高低差が生じており、出入りが出来ない状況でありました。地権者の土地利用の効率性を考慮した結果、本申請については、いずれも妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

- 6 番： 整理番号 6 番について報告します。現地調査の結果、申請地は休耕地であり、管理は適正に行われていましたが、周辺の農地は雑草が茂っておりました。事務局の説明にもありましたが、湿田を田畑転換により、効率的な利用が可能となることが見込まれますので、本申請については、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議 長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
- 8 番： 整理番号 6 番、盛土の土はどこから持ってくるのでしょうか。
- 事務局： 隣接する竹山の土を入れる計画です。
- 会長： 整理番号 1 番から 5 番については、町の公共事業なので、問題はないようです。本来、個人の場合、いろいろな要件がでてきますね。
- 事務局： 盛土をする場合、同一大字地内、又は隣接地内の同等以上の土であること、3,000㎡を超える場合、許認可が必要となります。
- 議 長： 他、質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第 5 号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<報告事項>

- 議 長： これより報告事項に入ります。事務局お願いします。
- 事務局： 報告事項
1、農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
2、農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
3、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
事務処理規定第 6 条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。
令和 2 年 8 月 11 日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久
- 事務局： 報告第 1 号農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は 2 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 1 号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第 1 号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第 2 号農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は 2 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 2 号については以上です。
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第 2 号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第 3 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、案件は 1 件です。
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議 長： 報告第 3 号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。
特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

<その他>

議長： 以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

- 7月13日（月） ジャガイモ収穫体験
- 8月5日（水） 農地中間管理事業地域集積 君島地区（畑）説明会
- 8月7日（金） 農地中間管理事業地域集積 君島地区（畑）説明会

②今後の予定

- 8月31日（月） 土壌風食防止用の麦種子申込書締め切り
- 9月3日（水） 茨城農業委員会女性協議会総会〔水戸市〕

③現地調査及び総会の予定

- 9月現地調査 9月9日（水） 当番農委 1番藤平清子委員
当番農委 2番小泉治久委員
- 9月定例総会 9月10日（木） 午後1時から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 2時30分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印